

徳島県産農産物の認定・認証 制度についてお知らせします

「とくしま安(あんあん)農産物」認証制度

「とくしま安農産物」認証制度とは、農産物の生産・品質管理体制を徳島県が一定の基準で検査し、その検査に合格した体制を認定・登録する制度です。認定された体制で生産された

農産物に認証マークを表示することによって、商品情報の入手先を消費者に伝え、商品を介して相互理解を深めます。

認定基準としては

- 生産・品質管理体制の整備
- 栽培・出荷記録の記帳
- 残留農薬のサンプル検査
- 問い合わせ窓口の設置 など

認定されると

- 認定した生産・品質管理体制を登録すると同時に、認定・登録情報を県のホームページで公開します。
- 生産者は、認定・登録した体制で生産される農産物に、認証マークを表示して出荷することができます。
- 生産者は、認証マークに生産組織や連絡先を記載し、消費者からの問い合わせに対応して生産情報等を提供します。

あなたも認定農業者になりませんか？

認定農業者制度とは、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村長が認定し、その計画達成に向けて関係機関（市町村、農業委員会、農業支援センター、JA等）が様々な支援措置を講じていこうというもので、すなわち、やる気のある農業者を支援する制度です。

どのような人がなれるのか？

5年後の目標を次のように定めた農業者が該当します。

- 市町村の定める基本構想の所得と労働時間の目標達成を目指す農業者
 - 経営や生活の質の向上を目指す農業者
 - 経営の合理化を図りたい農業者
 - 部門経営を任せられたので、その部門で頑張ってみたい農業者
- 認定農業者のメリットとしては、補助事業による支援や経営相談・研修・低金利融資制度、税制上の特例などがあります。
- また、認定農業者組織として、小松島市認定農業者連絡協議会もあり、会員同士の研修や交流を図っています。

詳しくは、小松島市担い手育成総合支援協議会（事務局・市産業振興課 ☎32・3809）まで。

県下の認定品目については、すだち・生しいたげ・いちご・水稲・みかん・ブロッコリーなど22品目で、小松島市では、「JA東とくしま やまもも部会」のやまもも、「農事組合法人櫛淵椎茸組合」の生しいたげ、「(有)檜山農園」のトマト、「上王子特質米生産組合」の水稲、「(有)島本農園」のきゅうり、ブロッコリー、「小松島EM研究会」の水稲が認定されています。



徳島県 エコファーマー

エコファーマー認定制度

平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者は持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、これを徳島県知事が認定する制度です。

化学肥料・化学合成農薬を2割以上低減

徳島県では徳島県持続性の高い農業生産方式導入指針に定められた技術を取り入れ、化学肥料・化学合成農薬の使用を2割以上低減する農業者を徳島県エコファーマーとして認定しています。

徳島県エコファーマーマーク

マーク使用届を提出した徳島県エコファーマーが栽培した農産物にはこのマークが、シールや段ボール等につけられています。

エコファーマーマークについている認定番号や生産者氏名から生産の方法（取り組んでいる技術）が検索できます。



全国で19万件以上が認定

全国的には196,692件（平成22年3月末）のエコファーマーが認定され、小松島市では、しゅんぎく・みかん・水稲・オクラ・なのはな・ブロッコリー・すだち・デコポンの8品目で25件が認定されています。